

烏丸家の古今伝受資料

——川瀬一馬氏論文の再検討——

小 高 道 子

川瀬一馬氏は古今伝受について、烏丸家に伝わる古今伝受資料をもとにして論じられた。⁽¹⁾同資料は現在は宮内庁書陵部に所蔵されている。⁽²⁾烏丸光広の古今伝受については、これらの資料に基づいて検討を加えた事があるが、本稿ではこれらの資料自体に着目して検討を加えたい。⁽³⁾

一 細川幽齋から烏丸光広へ

烏丸家の古今伝受資料について川瀬氏は「細川幽齋の自筆を主とし、それ以前のもも交じってゐる。」「古今伝受の書類としては現存最古の遺品である」とされた。そして「この書類は、烏丸家に伝はったものであるから、慶長五年関ヶ原の役の際、細川幽齋が丹後の田辺城籠城中、烏丸光広に伝授した歴史的な遺品である」とされた。

だが、細川幽齋が田辺城籠城中に古今伝受を伝えたのは、烏丸光広ではなく八条宮智仁親王であった。慶長五年三月十九日に細川幽齋は

智仁親王に古今伝受の講釈を開始したが、五月二十九日には講釈を中断して丹後に帰国した。

慶長五年七月二十九日、細川幽齋は智仁親王に古今伝受終了を示す証明状を与えた。細川幽齋は智仁親王に古今伝受相伝証明状を授与することによって、古今伝受の道統を継承した。細川幽齋から烏丸光広への古今伝受は、慶長七年に智仁親王が古今伝受資料の書写校合を終了して名実共に幽齋の古今伝受を継承した後の慶長八年である。

二 烏丸光広に伝えられなかった資料

烏丸家の古今伝受資料の内容については前稿で検討し、細川幽齋から智仁親王への古今伝受が終了して、智仁親王から返却された古今伝受資料を烏丸光広に譲ったものと推定した。細川幽齋は古今伝受資料の大半を烏丸光広に譲ったが、智仁親王に伝えられた資料で、烏丸光

広には伝えられなかった資料も少なくない。

烏丸家の古今伝受資料の多くは細川幽斎から智仁親王に相伝された古今伝受資料と一致するが、逆に、細川幽斎から智仁親王に伝えられた資料のうち、烏丸家の古今伝受資料には見られない資料も多い。智仁親王が書写収集した古今伝受資料は智忠親王により整理されて宮内庁書陵部に伝わるが、そのうち、古今伝受の内容そのものではなく、誓状や証明状の写し、不審問状などは、烏丸家には伝えられていない。細川幽斎は自分の古今伝受の継承者を智仁親王と考えていたのである。

智仁親王は、細川幽斎から預った古今伝受資料を書写校合した後細川幽斎に返却し、細川幽斎に返却された資料は烏丸家に伝えられたが、そのうち古今伝受の誓状・証明状など、自らが古今伝受を相伝するために必要な資料は烏丸家の古今伝受資料には見られない。⁽⁴⁾ 智仁親王が書写した道統を継承することを示す資料は智忠親王により整理され、勅封をして宮中で継承された。『図書寮典籍解題 続文学篇』には、現存する封紙が紹介されている。

三 切紙について

切紙については『図書寮典籍解題 続文学篇』にその内容と形式とが記されている。しかしながら、川瀬一馬氏は切紙について小紙片であると考えた。

切紙とは、元来一枚の紙を小片に切紙したものを指すのである。従って、書物の中に注記など書込む際に張紙などを行って書添へをするその小紙片もまた切紙を用ひるわけである。その切紙に記した部分を本体の書冊から取りはづせば、その紙片は必要な記載を持った切紙となる。本体からその部分だけ離れた扱ひには好都合の形式である。古今伝授の切紙も、古今集の本文と注釈との伝授が主体である以上、もとは小紙片に記るされた別紙であつたに相違なからう。

しかしながらは切紙の内容は小紙片に記入できるような簡略なものではなく、切紙に記された文字の大きさは小紙片には書き入れない。切紙の寸法として継承された紙片が、切紙を記す紙であるといふのは無理があらう。⁽⁵⁾

切紙について『和歌大辞典』で伊地知鐵男氏は次のように言う。

【歌学用語】全紙を横半分ないしそれ以下に小さく切った紙。縦長と横長の別がある。はじめは簡単な手紙、または用件、目録などを注し、「札」ともいい、一種の荷札用に用いられた。和歌に切紙が使用されはじめたのは、和歌撰集の折、一首一首の和歌を部類編集するために書きこんだ用紙・切紙（現今のカード）であつたが、後世、この切紙が「短冊」にも変化成長した。

元来は神道や仏教以下の諸道で、面受口伝のみによる誤伝を匡す方法として奥義秘伝すべき事項や内容を切紙に注して直接相伝し

たものであった。歌道における二条家当流の古今伝受の際の「切紙伝受」には、古今集講義の後「切紙十八通」（内容は三鳥三木・天地人・三才の歌など）と「切紙六通」（内容は題号・長短不同・稽古方・神道の事など）の二つがあった。切紙の大きさは約三四×四九cm前後の檀紙が用いられた。

『図書寮典籍解題 続文学篇』あるいは伊地知氏が執筆された切紙についての記事にもかかわらず、切紙については、いまだに小紙片であるとされる。石神秀美氏は新井栄蔵氏の説を引用して次のように記している。⁽⁶⁾

新井栄蔵氏の所説に「中世でのありふれた学問伝達方式の一つで、本に添付すれば付箋となり、張り合わせて続き紙にして巻けば一巻となり、これを折れば折り本（と折り紙にも——稿者）となり、別途に続けて書写すれば一冊（帖）の本になる」ようなものを用いたのであった。

常縁から古今伝受を伝受した宗祇は、近衛尚通・三条西実隆・肖柏に古今伝受を相伝した。宗祇を継承する三流の古今切紙は、三流に共通する切紙がある一方で、それぞれ独自の切紙も見られるが、三流ともに、切紙全体のまとまりがある。そして切紙は、三流ともにそれぞれ同一の大きさの紙に同一の書式で記されている。こうしたことから、少なくとも宗祇が相伝する際には、三流の切紙の書式と内容が整えら

れて、それぞれの切紙が独立した形で成立していたと推定できる。古今伝受における切紙については、実際の切紙の内容と寸法に基づいて考察することが必要であろう。

注

- (1) 「古今伝授について——細川幽斎所伝の切紙書類を中心として」（『青山学院女子短大紀要』16、昭36・11）
- (2) もと宮内庁書陵部図書調査官の小池一行氏の御教示によると、本資料は中山侯爵家より宮内庁書陵部に移されたものであり、川瀬一馬氏が紹介されたのは、宮内庁書陵部に移る前であった。当然のことながら『図書寮典籍解題続文学篇』には掲載されていない。
- (3) 小高道子「細川幽斎の古今伝受」（『国語と国文学』昭55・8）・「烏丸光広の古今伝受」（『近世文学俯瞰』昭62 汲古書院）、宗祇の古今伝受における切紙について」（『中京大学国際教養学部論叢』平30・3）
- (4) 三条西実枝は細川幽斎に古今伝受を預ける時、他に相伝する事を許さない門弟に対する相伝形式を新たに考案して、古今伝受をした。（小高「三条西実枝の古今伝受」『和歌の伝統と享受』平8 風間書房）
- (5) この事については注(3)で記した。
- (6) 石神秀美『古今和歌集』注釈（『仏教文学講座』八 平7・3 勉誠社）